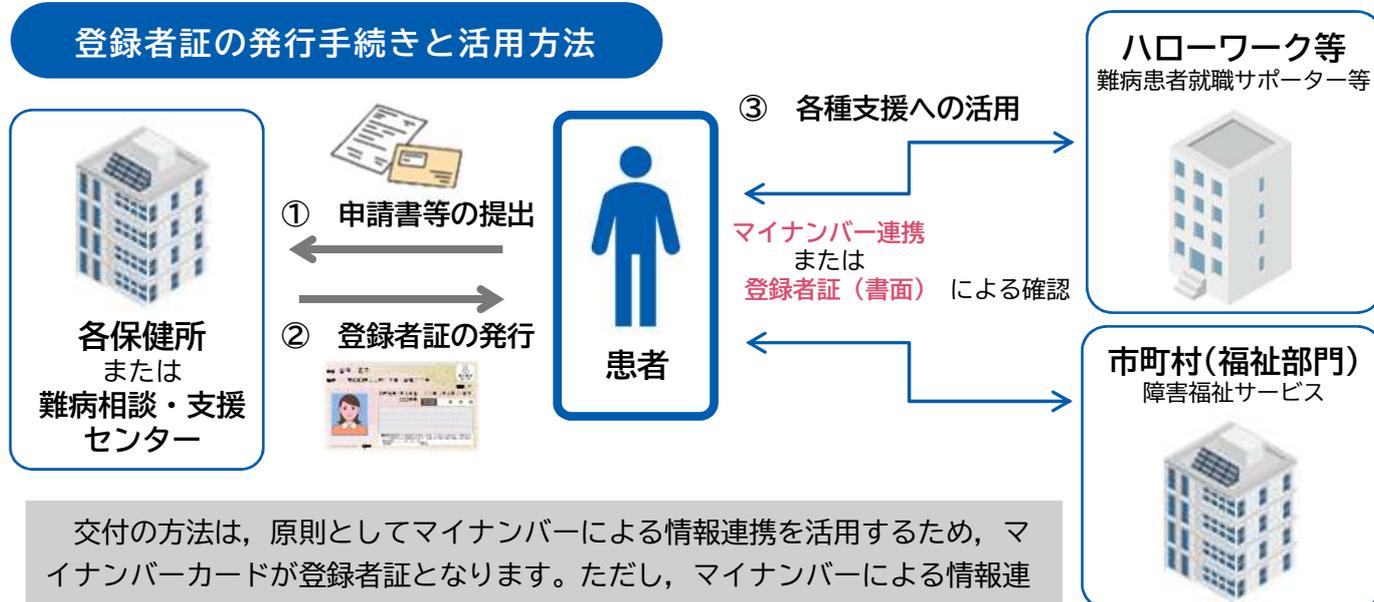


指定難病であることを証明する 「登録者証」を発行します。

登録者証とは？

- 指定難病患者の皆さまが福祉・就労等の各種支援を受ける際に、医師の診断書に代わり、指定難病患者であることを証明するものです。
- 医療費助成の対象とならない方も、指定難病の診断基準を満たしていれば発行されます。**（特定医療費の助成を受けることはできません。）**
- 登録者証に有効期限はありませんので、更新等の手続きはありません。

登録者証の発行手続きと活用方法



交付の方法は、原則としてマイナンバーによる情報連携を活用するため、マイナンバーカードが登録者証となります。ただし、マイナンバーによる情報連携を活用することができない状況にあるときは、申請者の求めに応じて登録者証(書面)を発行することも可能です。

※ 現在各種サービス関係機関において、マイナンバーによる情報連携に向けた準備中です。当面は書面による発行となります。

○ 各種支援への活用

マイナンバーカードを提示、またはスマートフォン等の端末からマイナポータルにアクセスして、登録者証の資格情報の画面もしくはデータを印字したものを提出することで、指定難病患者であることを証明できます。紙の登録者証をお持ちの方は、紙の登録者証を提出して証明することも可能です。

<登録者証の活用例>

- ・ ハローワークやジョブコーチ等の就労支援に関する窓口で難病患者であることの証明を行う時
 - ・ 障害福祉サービスの申請で難病患者であることを証明する時 等
- ただし、利用するサービスによって追加で診断書等が必要になる場合がありますので、あらかじめ各サービスの申請先にお問い合わせください。

○ 申請方法

申請については、以下の必要書類を申請窓口（お住まいの地域の保健所または難病相談・支援センター）までご提出ください。

<申請に必要な書類>

- 1 登録者証（指定難病）申請書
- 2 指定難病にかかっていることを証明する書類（以下のいずれか1つ）
 - ・ 特定医療費（指定難病）受給者証（有効期間終了後のものでも可）
 - ・ 特定医療費（指定難病）支給認定申請に係る不認定通知の写し
（診断基準を満たすものに限る）
※ 不認定の理由が「特定医療費の対象となる疾病ではないため」の場合は認められません。
 - ・ 臨床調査個人票
- 3 個人番号（マイナンバー）提供票

※ 登録者証の対象者は、指定難病の診断基準を満たしていることが原則となります。
そのため、審査会にて審査する必要がありますので、申請から認定までに3～4か月かかります。
（特定医療費(指定難病)受給者証、または不認定通知で申請する方を除く。）

※ 登録者証の情報連携または記載事項は、「氏名」、「生年月日」、「有効期間開始日」及び「交付自治体名」のみとなります。病名は連携・記載されません。

申請窓口・お問い合わせ先

保健所名	電話番号	管轄市町村
指宿保健所	0993-23-3854	指宿市
加世田保健所	0993-53-2315	枕崎市, 南さつま市, 南九州市
伊集院保健所	099-273-2332	日置市, いちき串木野市, 三島村, 十島村
川薩保健所	0996-23-3165	薩摩川内市, さつま町
出水保健所	0996-62-1636	阿久根市, 出水市, 長島町
大口保健所	0995-23-5103	伊佐市
始良保健所	0995-44-7956	霧島市, 始良市, 湧水町
志布志保健所	099-472-1021	曾於市, 志布志市, 大崎町
鹿屋保健所	0994-52-2106	鹿屋市, 垂水市, 東串良町, 錦江町, 南大隅町, 肝付町
西之表保健所	0997-22-0018	西之表市, 中種子町, 南種子町
屋久島保健所	0997-46-2024	屋久島町
名瀬保健所	0997-52-5411	奄美市, 大和村, 宇検村, 瀬戸内町, 龍郷町, 喜界町
徳之島保健所	0997-82-0149	徳之島町, 天城町, 伊仙町, 和泊町, 知名町, 与論町
鹿児島市保健所	099-803-6929	鹿児島市
難病相談・支援センター	099-218-3134	